

## 製造販売後調査費用に関する覚書 (調)

西暦 年 月 日付け締結の製造販売後調査契約書第 条に規定する製造販売後調査 (以下「調査」という。) の費用について、自治医科大学附属さいたま医療センター(以下「甲」という。) と、(以下「乙」という。) とは、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 医薬品名:

2. 調査の目的:

3. 調査区分: [ 使用成績調査 ・ 特定使用成績調査 ]

(費用)

第1条 調査に要する費用は、次のとおりとする。

区分	項目	算定方法	金額
直接費用	(1) 報告書作成経費 使用成績調査	20,000円 × 症例 × 報告	円
	特定使用成績調査	30,000円 × 症例 × 報告	
	(2) 管理経費 使用成績調査	5,000円 × 症例 × 報告	円
特定使用成績調査	30,000円 × 1.1 × 35% × 症例 × 報告		
	小計		円
間接費用	間接経費 使用成績調査	5,000円 × 症例 × 報告	円
	特定使用成績調査	30,000円 × 1.5 × 30% × 症例 × 報告	
	合計		円

- 2 調査に要する費用は、契約時前払いとし、調査実施の進捗状況にかかわらず、原則として払い戻しはしない。  
3 調査実施後において、症例数が製造販売後調査契約書第2条に定める症例数に達しなかった場合でも費用の返還はしない。

(支払方法)

第2条 乙は、甲に対し、前条第1項に規定する費用を、次の方法により支払うものとする。

(1) 支払期限 甲から乙に対して請求のあった翌月の20日まで

(2) 甲の指定する銀行口座

銀行名 埼玉りそな銀行 大宮支店

口座名義 自治医科大学附属さいたま医療センター

口座番号 普通預金 2357853

(製造販売後調査検討会議出席に係る旅費及び指導料)

第3条 乙は、製造販売後調査検討会議に出席した製造販売後調査担当医師に対し旅費等を支払うときは、支払明細として製造販売後調査検討会議出席に係る報告書(別記様式ST-5号)を甲に提出するものとする。

(協議)

第4条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

以上のとおり覚書を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上各1通を保有する。

西暦 年 月 日

甲 埼玉県さいたま市大宮区天沼町 1-847  
自治医科大学附属さいたま医療センター  
センター長 遠藤 俊輔 印

乙

印

※整理番号：\_\_\_\_\_

※医療機器の場合は、「医薬品」を「医療機器」に読み替える。